

タイトル	戦後日本の高等教育にかんする参考資料(1) : 1945（昭和20）年8月～1991（平成3）年3月
著者	木村，和範；KIMURA, Kazunori；鈴木，寿雄； SUZUKI, Toshio
引用	開発論集(102)：233-247
発行日	2018-09-28

戦後日本の高等教育にかんする参考資料(1)

—— 1945(昭和20)年8月～1991(平成3)年3月 ——

木村和範*・鈴木寿雄**

年	月	日	事 項
1945(昭和20)	4	7	文部大臣 松村謙三(兼)
	8	14	大東亜戦争終結ノ詔書(終戦の詔書)(「…朕ハ帝國政府ヲシテ米英支蘇四國ニ對シ其ノ共同宣言ヲ受諾スル旨通告セシメタリ…」)
		15	玉音放送, 終戦
		16	学徒勤労動員解除通知(文部省)
		18	文部大臣 前田多門
		21	戦時教育令廃止(1945(昭和20)年5月22日公布)
		24	学校における軍事教練等の廃止(「学徒軍事教育並ニ戦時体鍊及学校防空諸訓令等ノ措置ニ関スル件」(文部省通牒))
		28	復員学徒の卒業・復学措置(文部省)
	9	5	陸海軍員諸学校の出身者・在学者の大学等への転学・入学措置(文部省)
		15	文部省「新日本建設ノ教育方針」(国体護持, 平和国家建設, 科学的思考力の養成) 「決戦教育措置要綱」(大学・高等専門学校の授業1年間停止(1945(昭和20)年3月18日閣議決定))の廃止により授業再開
	10-12		占領軍総司令部(以下, 「GHQ という。」)による教育に関する4大改革指令(下記)
	10	22	「日本教育制度ニ対スル管理政策」
		30	「教員及教育関係官ノ調査, 除外, 認可ニ関スル件」
	12	15	「国家神道, 神社神道ニ対スル政府ノ保証, 支援, 保全, 監督並ニ弘布ノ廃止ニ関スル件」
		31	「修身, 日本歴史及ビ地理停止ニ関スル件」
	10	13	教学鍊成所廃止, 教育研修所設置
	12	4	女子大学の創設, 大学における男女共学(「女子教育刷新要綱」(閣議了解))
1946(昭和21)	1	13	文部大臣 安部能成

*(きむら かずのり) 北海学園大学開発研究所特別研究員(本学名誉教授, 本学大学院経済学研究科客員教授)

**(すずき としお) 北海学園大学大学院事務部長

	4	7	単線型教育体系（6・3・3・4制）の提言（第1次アメリカ教育使節団報告書公表（GHQ））
	5	15	「新教育指針」（第1分冊）（文部省）（第5分冊の発刊は1947(昭和22)年2月）
		22	文部大臣 田中耕太郎
	8	10	教育刷新委員会設置(内閣)（1949(昭和24)年6月1日，教育刷新審議会に改称）
	10	8	勅語，詔書の奉読廃止（「勅語及び詔書等の取扱について」（文部省通牒））
	11	3	日本国憲法公布
	12	7	全国私立大学連合会創立（全国私立大学総学長会議決定）
1947(昭和22)	1	31	文部大臣 高橋誠一郎
	3	31	教育基本法，学校教育法公布（大学の標準修業年限は原則として4年。医・歯学部に関しては特別の定めなし）
	4	1	新学制（1950(昭和25)年度までは移行期）
		11	「日本の教育制度刷新に関する極東委員会指令」（GHQ）
	5	3	日本国憲法施行（貴族院廃止，参議院新設等）
		24	文部大臣 片山 哲（臨）
		26	帝国大学の校名から「帝国」を削除（帝国大学総長会議）
	6	1	文部大臣 森戸辰男
	7	8	大学基準協会創立
	10	1	帝国大学の名称を廃し，国立総合大学に改称（帝国大学令廃止，国立総合大学令公布）
1948(昭和23)	1	15	大学設置委員会官制公布
	2	9	国立国会図書館法公布
	3	26	日本私立大学協会創立（全国私立大学連合会総会）
	4	1	新制12大学発足（国公私）
	6	5	国立国会図書館開館（一般公開開始は6月7日）
		19	「教育勅語等排除に関する決議」（衆議院），「教育勅語等の失効確認に関する決議」（参議院）
	7	10	日本学術会議法公布
	10	15	文部大臣 吉田 茂（臨）
		19	文部大臣 下条康麿
1949(昭和24)	1	12	教育公務員特例法公布
		20	内閣総理大臣の下に日本学術会議設立（日本学士院をその中に置く）
	2	16	文部大臣 高橋莊太郎
	4	12	「大学院基準」（大学基準協会決定）
	5	31	新制大学制度の発足 教育職員免許法，文部省設置法，国立学校設置法公布（国立総合大学令および高等学校令廃止）

	6	1	新制国立大学 69 校発足，教育刷新審議会設置(1952(昭和 27)年 6 月 12 日付で廃止)，総理府の設置に伴い日本学術会議を総理府の機関とする 医・歯学部標準修業年限を 6 年に延長（学校教育法の一部改正） 国立教育研究所創設（教育研修所(1945 年 10 月設置)の改称)
		10	社会教育法公布
	7	5	保健体育審議会設置
	8	31	「短期大学設置基準」（大学設置審議会決定）
	12	15	私立学校法公布
1950(昭和 25)	4	18	教育課程審議会設置，教育職員養成審議会設置
		30	図書館法公布
	5	6	文部大臣 天野貞祐
		30	文化財保護法公布
	9	22	第 2 次アメリカ教育使節団報告書公表
1951(昭和 26)	3	12	社会教育主事・社会教育主事補（社会教育法の一部改正）
		11	産業教育振興法公布
	7	28	日本私立大学連盟設立
		14	「国民実践要領」（大綱）（文部大臣）
	12	16	「教育制度の改革に関する答申」（政令改正諮問委員会）
		1	博物館法公布
		28	財団法人私学振興会設立
1952(昭和 27)	3	27	私立学校振興会法公布
		28	私立学校振興会創立（私学振興会の貸付事業引継）
	4	1	財団法人私学教職員共済会（私学振興会の名称変更）
	6	6	中央教育審議会令公布（中央教育審議会設置，教育刷新審議会廃止）
		21	ユネスコ活動に関する法律公布
	8	12	文部大臣 岡野清豪
	10	16	「新教育制度の再検討に関する要望」（日本経済団体連合会）
1953(昭和 28)	3	26	国立大学に大学院設置（国立学校設置法の一部改正）
		21	文部大臣 大達茂雄
	7	25	「義務教育に関する答申」（中央教育審議会）
	8	8	「社会科教育の改善に関する答申」（中央教育審議会）
		21	私立学校教職員共済組合法公布
	10	31	学校教育法施行令公布
1954(昭和 29)	1	1	私立学校教職員共済組合設立（財団法人私学恩給財団，財団法人私学教職員共済会解散）
		18	「教員の政治的中立性維持に関する答申」（中央教育審議会）
	2	3	私立学校振興会による助成金交付開始
		8	「医学および歯学の教育に関する答申」（中央教育審議会）

1955(昭和 30)	3	16	「社会教育施設振興の方策はいかにすべきか」(社会教育審議会答申)
		31	医・歯学部 of 教育課程を専門課程（4 年）と進学課程（2 年）とに分割（学校教育法の一部改正）
	8	23	「義務教育学校教員給与に関する答申」(中央教育審議会)
	11	15	「大学入学者選考およびこれに関連する事項についての答申」(中央教育審議会)
	12	6	「特殊教育ならびにへき地教育振興に関する答申」(中央教育審議会)
		10	文部大臣 安藤正純
		20	「かなの教え方についての答申」(中央教育審議会)
		23	「当面の教育制度改革に関する要望」(日本経済団体連合会)
	3	18	「青少年教育上特に配慮を要する事項は何か」,「青少年団体の育成の方策はいかにすべきか」,「青年学級振興上の方策はいかにすべきか」,「社会教育の立場から新生活運動をいかにして展開してゆくべきか」,「社会教育関係団体の健全な発達を図るための具体策はいかにすべきか」,「学校開放講座の実施運営はどうあるべきか」(以上, 社会教育審議会答申)
		19	文部大臣 松村謙三
	9	12	「私立学校教育の振興についての答申」(中央教育審議会)
	11	22	文部大臣 清瀬一郎
1956(昭和 31)	3	24	日本学士院法公布
	4	1	日本学術会議から日本学士院が独立（所轄庁は文部省）
	6	5	私学研修福祉会設立（2012(平成 24)年 4 月 1 日, 一般財団法人認可）
	7	9	「教育・学術・文化に関する国際交流の促進についての答申」(中央教育審議会)
	10	22	大学設置基準公布
	11	5	「公立小・中学校の統合方策についての答申」(中央教育審議会)
	12	10	「短期大学制度の改善についての答申」(中央教育審議会)
		23	文部大臣 灘尾弘吉
1957(昭和 32)	3	30	私立大学の研究設備に対する国の補助に関する法律公布
	7	10	文部大臣 松永 東
	11	11	「科学技術の振興方策について」(中央教育審議会答申)
	12	10	「公民館の充実振興方策について」(社会教育審議会答申)
1958(昭和 33)	4	10	学校保健法公布（後の学校保健安全法）
		28	「勤労青少年教育の振興方策について」(中央教育審議会答申)
	6	12	文部大臣 灘尾弘吉
	7	28	「教員養成制度の改善方策について」(中央教育審議会答申)
	8	25	「青少年向図書を選定について」(社会教育審議会答申)

	11	7	特別貸与奨学金制度（日本育英会法の一部改正）
	12	16	「社会教育における青少年の人格形成のための実施要項について」（社会教育審議会答申）
		31	文部大臣 橋本龍伍
1959(昭和 34)	2	20	科学技術会議設置法公布
	3	2	「育英奨学および援護に関する事業の振興方策について」(中央教育審議会答申)
	6	18	文部大臣 松田竹千代
	12	7	「特殊教育の充実振興について」（中央教育審議会答申）
		9	「社会教育関係団体の助成について」（社会教育審議会答申）
		17	日本学校安全会法公布
		19	「公民館の設置及び運営上必要な基準について」(社会教育審議会答申)
1960(昭和 35)	6	15	社団法人北海道私学振興基金協会設立登記（1960(昭和 35)年 5 月，文部省設立許可。2013(平成 25)年 4 月 1 日，公益社団法人登記）
	7	19	文部大臣 荒木萬壽夫
1961(昭和 36)	5	19	国立工業教員養成所の設置等に関する臨時措置法公布（1969(昭和 44)年廃止）
	6	16	スポーツ振興法公布（2001(平成 13)年，スポーツ基本法に全部改正）
		17	高等専門学校設置（学校教育法の一部改正）
	7	5	「社会通信教育の拡充の諸方策について」(社会教育審議会答申)
1962(昭和 37)	4	1	函館，旭川，釧路に国立工業高等専門学校設置
		4	学校法人紛争の調停等に関する法律公布
	12	18	日本私立大学協会北海道支部設立
1963(昭和 38)	1	14	「経済発展における人的能力開発の課題を対策」(経済審議会答申)
		28	「大学教育の改善について」（中央教育審議会答申）
	7	18	文部大臣 灘尾弘吉
1964(昭和 39)	6	5	「教員養成学部設置基準要綱」（日本教育大学協会）
		19	短期大学の恒久的制度化（学校教育法の一部改正）
	7	18	文部大臣 愛知揆一
1965(昭和 40)	3	31	国立養護教諭養成所設置法公布
	6	3	文部大臣 中村梅吉
1966(昭和 41)	7	1	理科教育及び産業教育審議会設置
	8	1	文部大臣 有田喜一
	10	31	「後期中等教育の拡充整備について」，「期待される人間像」（以上，中央教育審議会答申）
	12	3	文部大臣 釧木亨弘
1967(昭和 42)	9	10	学術審議会設置

	11	25	文部大臣 灘尾弘吉
1968(昭和 43)	6	18	文化庁設置（文部省設置法の一部改正）
	11	30	文部大臣 坂田道太
1969(昭和 44)	3	29	「映像放送及び FM 放送による教育専門放送のあり方について」(社会教育審議会答申)
	4	30	「当面する大学教育の課題に対応する方策について」(中央教育審議会答申)
	7	18	「高次福祉社会のための高等教育制度」(経済同友会)
	8	7	大学の運営に関する臨時措置法公布
1970(昭和 45)	5	18	日本私学振興財団法公布（1998(平成 10)年廃止）
	7	1	日本私学振興財団創立（私立学校振興会解散）
	8	31	一般教育の弾力化（大学設置基準の一部改正）
1971(昭和 46)	4	1	学校法人会計基準公布
		30	「急激な社会構造の変化に対処する社会教育のあり方について」(社会教育審議会答申)
	6	11	高等教育の全体的規模，地域配置に関する国の計画策定の必要性(「今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本的施策について」(中央教育審議会答申，特に「第 1 編 学校教育の改革に関する基本構想 第 3 章 高等教育の改革に関する基本構想」))
		14	「日本教育はどうあるべきか」(教育制度検討委員会第 1 次報告)
	7	5	文部大臣 高見三郎
1972(昭和 47)	3	18	単位互換制度（大学設置基準の一部改正）
	6	12	「日本教育をどう改めるべきか」(教育制度検討委員会第 2 次報告)
	7	7	文部大臣 稲葉 修
	12	22	文部大臣 奥野誠亮
1973(昭和 48)	6	18	「日本教育をどう改めるべきか（続篇）」(教育制度検討委員会第 3 次報告)
	7	20	教員資格認定試験制度（教育職員免許法等の一部改正）
	8	9	憲法必修を削除（教育職員免許法施行規則の一部改正）
	9	29	医・歯学部に進学課程を設けないことが可能，ただし標準修業年限は 6 年のまま（国立学校設置法，学校教育法の一部改正）
	10	1	筑波大学設置（国立学校設置法の一部改正）
		31	「学術振興に関する当面の基本的施策について」(学術審議会答申)
	11	9	「大学設置基準の改善について」(大学設置審議会答申)
1974(昭和 49)	4	26	「在学青少年に対する社会教育の在り方について」(社会教育審議会建議)

	5	20	「教員のための新しい大学・大学院の構想について」(新構想の教員養成大学等に関する調査会報告)
		21	「日本の教育改革を求めて」(教育制度検討委員会最終報告)
		27	「教育・学術・文化における国際交流について」(中央教育審議会答申)
	6	20	修士課程の修了要件追加(特定課題研究成果と試験の合格)(大学院設置基準公布, 学位規則の一部改正)
		24	「市町村における社会教育指導者のための施策について」(社会教育審議会答申)
	10	14	「教育系大学・学部における大学院の問題」(国立大学協会報告)
	11	11	文部大臣 三原朝雄
	12	9	文部大臣 永井道雄
	1975(昭和 50)	4	28 短期大学設置基準公布
		7	11 経常費補助金交付制度(私立学校振興助成法公布 ¹⁾ , 参議院付帯決議 ²⁾), 専修学校制度(学校教育法の一部改正) 【注記】「文部大臣は, 昭和 56 年[1981 年] 3 月 31 日までの間は, 大学院設置審議会及び私立大学審議会の意見を聴いて特に必要があると認める場合を除き, 私立大学の設置, 私立大学の学部又は学科の設置及び私立大学の収容定員の増加に係る学則の変更についての認可は, しないものとする。」(私立学校振興助成法附則第 13 項)
		28	学術研究振興基金事業開始(日本私学振興財団)
1976(昭和 51)	1	10	専修学校設置基準公布
	3-5		私立大学の学部の学科の設置廃止及び収容定員の変更に係る学則変更が文部大臣の認可事項となる(私立学校振興助成法の施行に伴う財政負担の膨張を抑制するため) 3 月 31 日 学校教育法施行令の一部改正 5 月 1 日 学校教育法施行規則の一部改正
	3	15	18 歳人口が概ね 150 万台で推移することを想定し, 大学教育を量的拡充から質的充実へ(「高等教育の計画的整備について」(高等教育懇談会報告, いわゆる「昭和 50 年代前期計画」(「第 1 次高等教育計画」ともいわれる)(対象期間: 1976(昭和 51)年度~1980(昭和 55)年度))(いわゆる「昭和 50 年代後期計画」の策定は 1979(昭和 54)年 3 月)
	5	25	独立大学院制度(学校教育法, 大学院設置基準の一部改正)
		31	学年途中の大学入学・卒業(学校教育法施行規則の一部改正)
1977(昭和 52)	12	24	文部大臣 海部俊樹
	5	2	大学入試センター設置(国立学校設置法(2004(平成 16 年)年廃止)の一部改正)
		27	1978(昭和 53)年の学部入学生から獣医師国家試験の受験資格を修士課程修了者に引上(獣医師法の一部改正)
	11	17	「大学における教員養成——その基準のための基礎的検討——」(国立大学協会教員養成制度特別委員会)

		28	文部大臣 砂田重民
1978(昭和 53)	6	16	「教員の資質能力の向上について」(中央教育審議会答申)
	12	7	文部大臣 内藤誉三郎
1979(昭和 54)	1	13	国公立大学共通第一次学力試験(「共通一次試験」,「共通一次」ともいい, 1989(平成元)年 1 月まで 11 年間 11 回実施)(大学入試センター)
	6	8	「地域社会と文化について」(中央教育審議会答申)
	11	9	文部大臣 大平正芳(臨)
		20	文部大臣 谷垣専一
	12	14	18 歳人口の増加(161 万人から 185 万人へ)を想定(「高等教育の計画的整備について」(高等教育懇談会報告,いわゆる「昭和 50 年代後期計画」(「第 2 次高等教育計画」ともいわれる),対象期間:1981(昭和 56)年度~1986(昭和 61)年度))
1980(昭和 55)	6	13	「核軍縮に関する教育の必要性を訴えた合意文書」採択(ユネスコ軍縮教育世界会議)
	7	17	文部大臣 田中龍夫
1981(昭和 56)	5	9	「青少年の徳性と社会教育」(社会教育審議会答申)
	6	11	放送大学学園法公布,「生涯教育について」(中央教育審議会答申)
	8	28	財団法人私立大学退職金財団設立許可(文部省)(2013(平成 25)年),公益財団法人へ移行)
	11	30	文部大臣 小川平二
1982(昭和 57)	1	22	「行政改革——今後の文教政策に望む——」(経済同友会意見書)
	3	23	単位互換の制度化(大学設置基準,短期大学設置基準の一部改正)
	4	1	私立大学退職金財団事業開始(511 会員,登録教職員数 104,401 人,1983(昭和 58)年 3 月の退職者から退職資金交付)
	6	22	日本学校健康会法公布
	9	1	国立又は公立の大学における外国人数員の任用等に関する特別措置法公布
	11	16	大学院修士課程の昼夜開講制(14 条特例)(大学院設置基準の一部改正)
		27	文部大臣 瀬戸山三男
1983(昭和 58)	4	1	放送大学設置
	5	25	獣医学部の標準修業年限 6 年(学校教育法の一部改正)
	6	30	「教科書の在り方について」(中央教育審議会答申)
	11	22	「教員の養成及び免許制度の改善について」(教育職員養成審議会答申)
	12	27	文部大臣 森 喜朗 「教育改革七つの構想」(中曽根康弘内閣総理大臣)

1984(昭和 59)	4	1	獣医学部の標準修業年限延長施行（４年から６年へ）
	5	31	会員の学会・協会推薦制（日本学術会議法の一部改正）
	6	6	18歳人口のピーク（1992(平成４）年，205万人）を控え，恒常的定員（以下「恒定」という。）の他に，「期間を限った定員（臨時的定員，以下「臨定」という。）」増による量的充実の推進(恒定 4.2 万人増，臨定 4.4 万人増)（「昭和 61 年度以降の高等教育の計画的整備について——昭和 60 年代計画——」（大学審議会大学設置計画分科会報告，いわゆる「新高等教育計画」（「第 3 次高等教育計画」ともいわれる），対象期間：1986(昭和 61)年度～1992(平成 4)年度））
	8	7	利息付き奨学資金の新設，政令に定められた教育研究職（免除職）への返還免除制度の廃止（日本育英会法(昭和 19 年法律第 30 号)，日本育英会法施行令(昭和 19 年勅令第 271 号)の全部改正（2004(平成 16)年廃止））
		8	臨時教育審議会設置法公布（1987(昭和 62)年失効）
1985(昭和 60)	11	1	文部大臣 松永 光
	2	5	教授等の資格拡大(社会人活用)（大学設置基準，短期大学設置基準の一部改正）
	6	26	「教育改革に関する第 1 次答申」（臨時教育審議会）
	9	19	専修学校修了生に大学入学資格付与（文部省告示）
	12	6	日本体育・学校健康センター法公布
1986(昭和 61)		28	文部大臣 海部俊樹
	4	23	「教育改革に関する第 2 次答申」（臨時教育審議会）
	7	22	文部大臣 藤尾正行
	9	9	文部大臣 塩川正十郎
1987(昭和 62)	3	31	単位制高等学校制度化（学校教育法施行規則の一部改正）
	4	23	「教育改革に関する第 3 次答申」（臨時教育審議会）
	5	16	寄付口座，寄付研究部門開設可能(国立学校等)（国立学校設置法施行規則の一部改正）
	8	7	「教育改革に関する第 4 次答申（最終答申）」（臨時教育審議会）
	9	10	大学審議会設置（学校教育法，私立学校法の一部改正）
	10	6	「臨時教育審議会答申にもとづく教育改革推進大綱」(閣議決定)
	11	6	文部大臣 中島源太郎
1988(昭和 63)	7	1	生涯学習局設置（文部省機構改革，社会教育局の改組，後の生涯学習政策局）
	12	19	「大学院制度の弾力化について」（大学審議会答申）
		27	文部大臣 西岡武夫
		28	教員免許制度の変更（普通免許状（専修免許状，一種免許状，二種免許状）など），取得必要単位数の変更（教育職員免許法の一部改正）

1989(平成元)	8	10	文部大臣 石橋一弥
	9	1	学士課程3年次修了者に大学院入学資格付与(学校教育法施行規則の一部改正), 大学院修士課程の修業年限(1年, 2年, 2年以上), 夜間大学院(修士課程)(大学院設置基準の一部改正), 大学院博士(後期)課程の修業年限(学部入学以後, 最短で7年で学位取得可能)(大学院設置基準, 学校教育法施行規則の一部改正)
	12	22	高等学校の社会が地理歴史と公民に(教育職員免許法の一部改正)
1990(平成2)	1	13-14	大学入学者選抜大学センター試験(「大学入試センター試験」, 「センター試験」の改称)(独立行政法人 大学入試センター)
		30	「生涯学習の基盤整備について」(中央教育審議会答申)
	2	28	文部大臣 保利耕輔
	6	29	生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律公布
	7	1	生涯学習審議会設置
	12	29	文部大臣 井上 裕
1991(平成3)	2	8	「大学教育の改善について」「学位制度の見直し及び大学院の評価について」「学位授与機関の創設について」, 「短期大学教育の改善について」, 「高等専門学校教育の改善について」(以上, 大学審議会答申)

注

¹⁾ 私立学校振興助成法(抄)(1975(昭和50)年7月11日法律第61号)

(私立大学及び私立高等専門学校の経常的経費についての補助)

第四条 国は、大学又は高等専門学校を設置する学校法人に対し、当該学校における教育又は研究に係る経常的経費について、その二分の一以内を補助することができる。

2 前項の規定により補助することができる経常的経費の範囲、算定方法その他必要な事項は、政令で定める。

(補助金の増額)

第七条 国は、私立大学における学術の振興及び私立大学又は私立高等専門学校における特定の分野、課程等に係る教育の振興のため特に必要があると認めるときは、学校法人に対し、第四条第一項の規定により当該学校法人に交付する補助金を増額して交付することができる。

²⁾ 「私立学校振興助成法案」に対する付帯決議(参議院文教委員会 1975(昭和50)年7月1日)

「政府は、本法の運用にあたり、私立学校教育の特質と重要性にかんがみ、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一、私立大学に対する国の補助は二分の一以内となっているが、できるだけ速やかに二分の一とするよう努めること。

二、働きながら学ぶ定時制、通信制高等学校並びに大学の補助については、十分な助成が達成されるよう特段の配慮をなすこと。

三、大学及び学部の新設抑制にあたっては、技術者の養成その他新しい文化形成に必要な部門及び全国の適正配置を充分考慮して、一律規制にならないようにすること。

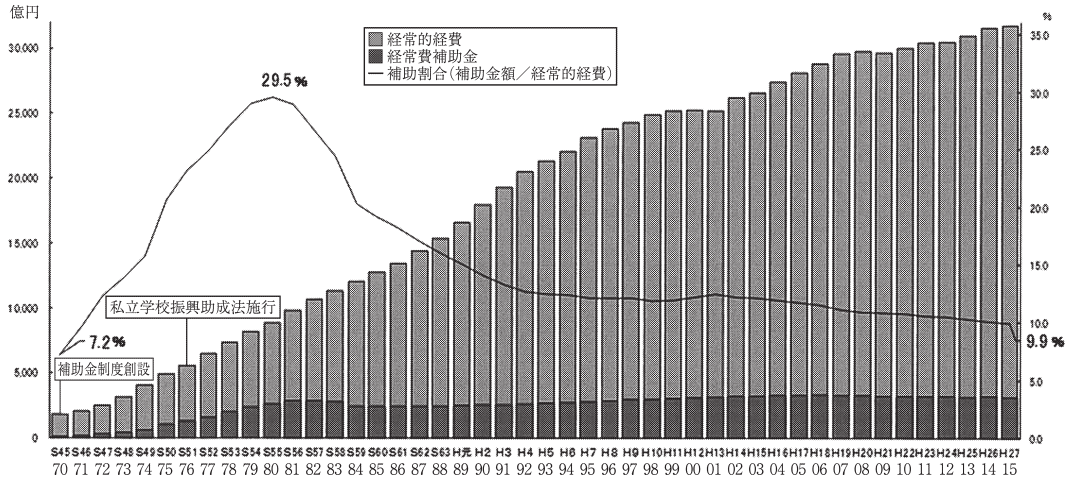
四、新規の定員増加は特別の事情のある場合を除き、抑制することとするが、既に収容している実員については実情に即して可能な限り定員化を図ること。

五、補助金減額等の措置を講ずる場合は、著しく公共性を阻害する場合等に行うこととし、私立の自主性は極力尊重すること。

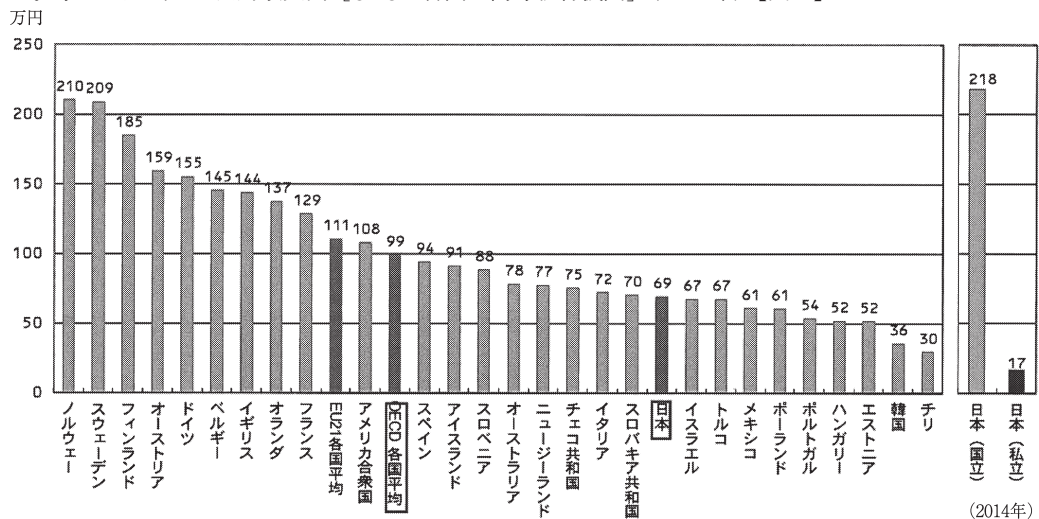
六、前五項の進捗状況について、政府は国会に対し、適時報告すること。
右決議する。」

参考までに、1970（昭和45）年に始まった私学助成の運用実績にかんして、日本私立大学団体連合会が作成した資料を以下に掲げる（図1、図2）。

1. 私立大学等の経常的経費と私立大学等経常費補助金の推移【図1】



2. 学生一人当たり公財政支出〔OECD 各国：高等教育機関〕(2012 年)【図2】



〔出典：OECD「図表でみる教育」OECD インディケーター（2015 年版）より作成（2012 年データ）〕

※OECD は、日本の公的・私的教育機関別の学生一人当たり公財政支出は公表していない。そのため、国立大学については、各法人の「財務諸表付属明細書」（平成 26 年度）における「運営費交付金債務」「運営費交付金以外の国等からの財源措置の明細（施設費の明細・補助金等の明細）」を合計し作成、私立大学については、『今日の私学財政（大学・短期大学編）』（平成 26 年度）「大学法人」の「消費収支計算書（大学部門）」の「補助金」欄合計より作成

※OECD のデータは各国通貨による算定結果を購買力平価（PPP）で米ドル換算したものであり、その額に日本の PPP レート（107.5 円）を掛けて円に換算した。」

※は原注、図1の西暦表記は引用者。

出所：「私大の危機：国の私学助成1割を切る——不合理な国私間格差の是正と私費負担からの脱却——」（私立大学の振興に関する協議会（日本私立大学団体連合会）、2017 年 3 月 28 日、資料 2）

(http://www.shidai-rengoukai.jp/information/img/290331_4_2.pdf, accessed on March 16, 2018)

【参考年表】

- 「資料 戦後教育法年表」市川須美子, 小野田正利, 勝野正章, 望田眞二, 中嶋哲彦, 成嶋 隆編『教育小六法』(各年版) 学陽書房
- 「近代教育法制史年表」姉崎洋一, 荒巻重人, 小川正人, 喜多明人, 清水 敏, 砺波江二, 吉岡尚子編『解説 教育六法』(各年版) 三省堂
- 「教育史年表(全国)(昭和20年から昭和63年)」岡山県ホームページ(Okayama Prefecture Web site) (<http://www.pref.okayama.jp/page/detail-81106.html>, accessed on June 6, 2018)

【参考著書・論文】

- 天野郁夫『帝国大学—近代日本のエリート育成装置—』中公新書 2017年
- 江原武一「日本における大学評価の進展」『高等教育研究』(立命館大学) 第9号 2009年
- 小室昌志「我が国における高等教育政策の歴史的変遷に関する一考察—規模政策・設置認可政策を中心として—」『評論・社会科学』第99号 2012年
- 加藤崇英「問題の概観: 戦後高等教育の伸張と変容」『学校経営研究』(大塚学校経営研究会) 第24号 1999年
- 黒羽亮一「日本における1990年代の大学改革」『学位研究』(学位授与機構) 第3号 1995年
- 小林雅之「高等教育の多様化政策」『大学財務経営研究』(国立大学財務・経営センター) 第1号 2004年
- 崎田嘉寛「アジア・太平洋戦争末期の学校体育政策に関する一考察: 文部省による通牒を手掛かりとして」[研究資料]『体育学研究』(日本体育学会) 第61巻第2号 2016年
- 佐藤龍子「大学「ゴールデンセブンの時代」と臨時的定員政策を考える」『社会科学』(同志社大学) 第78号 2007年
- 私立大学退職金財団『私立大学退職金財団30年史—未来のために, 私学とともに』2013年
- 大学評価・学位授与機構『高等教育分野における質保証システムの概要』(第2版) 2014年 (http://www.niad.ac.jp/english/overview_jp_i_ver2.pdf, accessed on Mar. 22, 2019)
- 日本私立大学協会北海道支部 設立50周年記念史編集委員会『設立50周年記念史』日本私立大学協会北海道支部 2012年
- 橋本鉾市「高等教育懇談会による「昭和50年代前期計画」の審議過程—抑制政策のロジック・アフター—構造—」『東京大学大学院教育学研究科紀要』第51巻 2011年
- 前田一男「国民精神文化研究所の研究—戦時下教学刷新における「精研」の役割・機能について」『日本の教育史学』第12号 1982年
- 北海道大学125年史編集室『北大の125年』北海道大学 2001年
- 文部省(学制百年史編集委員会)『学制百年史』帝国地方行政学会 1981年 (http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/others/detail/1317552.htm, accessed on Jan. 17, 2019)
- 同上『学制百年史 資料編』帝国地方行政学会 1981年 (http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/others/detail/1317930.htm, accessed on Jan. 17, 2019)
- 文部省(学制百二十年史編集委員会)『学制百二十年史』帝国地方行政学会 1992年 (http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/others/detail/1318221.htm, accessed on Jan. 17, 2019)
- 文部省／文部科学省『教育白書』(各年版) (http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/monbu.htm, accessed on Mar. 22, 2019. このURLで閲覧可能な年度版は, 以下の通り。『』内は書名)
- 1953(昭和28)年度版:『わが国の教育の現状—教育の機会均等を主として—』
- 1959(昭和34)年度版:『わが国の教育水準』
- 1962(昭和37)年度版:『日本の成長と教育—教育の展開と経済の発達—』

- 1964(昭和 39)年度版：『我が国の教育水準』
1970(昭和 45)年度版：『我が国の教育水準』
1975(昭和 50)年度版：『我が国の教育水準』
1980(昭和 55)年度版：『我が国の教育水準』
1988(昭和 63)年度版：『我が国の文教施策：生涯学習の新しい展開』
1989(平成元)年度版：『我が国の文教施策：社会の変化に対応する初等中等教育』
1990(平成 2)年度版：『我が国の文教施策：新しい高等教育の構築を目指して』
1991(平成 3)年度版：『我が国の文教施策：世界に貢献する学術研究』
1992(平成 4)年度版：『我が国の文教施策：スポーツと健康—豊かな未来に向けて—』
1993(平成 5)年度版：『我が国の文教施策：「文化発信社会」に向けて』
1994(平成 6)年度版：『我が国の文教施策：学校教育の展開—生きる力をはぐくむ—』
1995(平成 7)年度版：『我が国の文教施策：新しい大学像を求めて—進む高等教育の改革—』
1996(平成 8)年度版：『我が国の文教施策：生涯学習社会の課題と展望—進む多様化と高度化—』
1997(平成 9)年度版：『我が国の文教施策：未来を開く学術研究』
1998(平成 10)年度版：『我が国の文教施策：我が国の文教施策：心と体の健康とスポーツ』
1999(平成 11)年度版：『我が国の文教施策：進む「教育改革」』
2000(平成 12)年度版：『我が国の文教施策：文化立国に向けて』

文部科学省『文部科学白書』（各年版）

(http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/monbu.htm, accessed on Mar. 22, 2019. この URL で閲覧可能な年度版は、以下の通り。『 』内は副書名)

2001(平成 13)年度版以降、『白書』は、第 1 部が特集、第 2 部が「文教・科学技術施策の動向と展開」の 2 部構成となる。以下では、第 1 部（特集）のタイトルを記す。

- 2001(平成 13)年版：『文部科学白書』
「21 世紀の教育改革」
2002(平成 14)年版：『文部科学白書』
「新しい時代の学校—進む初等中等教育改革—」
2003(平成 15)年版：『文部科学白書』
「創造的活力に富んだ知識基盤社会を支える高等教育～高等教育改革の新展開～」
2004(平成 16)年版：『文部科学白書』
「「生きる力」を支える心と体」
2005(平成 17)年版：『文部科学白書』
「教育改革と地域・家庭の教育力の向上」
2006(平成 18)年版：『文部科学白書』
「教育再生への取組／文化芸術立国の実現」
2007(平成 19)年版：『文部科学白書』
「教育基本法改正を踏まえた教育改革の推進／「教育新時代」を拓く初等中等教育改革」
2008(平成 20)年版：『文部科学白書』
「教育政策の総合的推進／大学の国際化と地域貢献」
2009(平成 21)年版：『文部科学白書』
「我が国の教育水準と教育費／公立高等学校の授業料無償化及び高等学校等就学支援金制度 Q & A」
2010(平成 22)年版：『文部科学白書』
「スポーツ立国の実現／教育と職業」

2011(平成 23)年版：『文部科学白書』

「東日本大新制からの復旧・復興～人づくりから始まる創造的復興～」

2012(平成 24)年版：『文部科学白書』

「教育再生の実行に向けて／安全・安心な教育環境の構築／世界にはばたくチームジャパン」

2013(平成 25)年版：『文部科学白書』

「2020 新たな成長に向けて／教育再生に向けた取組の加速」

2014(平成 26)年版：『文部科学白書』

「2020 年に向けた文化政策の戦略的展開／オリンピック・パラリンピックを契機としたスポーツ政策とレガシーの創出／未来に向かう教育再生の歩み」

2015(平成 27)年版：『文部科学白書』

「スポーツ庁の創設とスポーツ政策の推進／教育再生の着実な実施」

2016(平成 28)年版：『文部科学白書』

「子供たちの未来を育む豊かな体験活動の充実」

渡部 蒨「私立学校振興助成法の成立の政治的ダイナミズム」『日本教育行政学会年報』No.33 2007 年

【参考ホームページ】

文部省、文部科学省、衆議院、参議院、内閣官房、首相官邸、北海道(私学関係団体等リンク集)、日本私立学校振興・共済事業団、日本私立大学協会、日本私立大学団体連合会、日本私立大学連盟、日本高等教育評価機構、私立大学退職金財団、私学研修福祉会、国立大学協会、大学基準協会、大学評価・学位授与機構、国立国会図書館(日本法令索引、デジタルコレクション)、国立教育政策研究所、国立教育政策研究所教育情報センター教育図書館、国立公文書館アジア歴史資料センター、総務省行政管理局(e-Gov 法令検索(電子政府の総合窓口))、北海道私学振興基金協会

【その他】

公文書等アーカイブ(北海学園大学事務部庶務課)[非公開]

【付記】

1. 本稿に掲載した「事項」の選択は木村和範が担当し、日付の確認は鈴木寿雄が担当した。原稿を整える過程で、荻原克男経済学部教授(教務センター長)から懇切丁寧なご示唆を頂戴した。記して感謝の意を表する。
2. 中央教育審議会答申及び後に同審議会の部会として改組された各種審議会の答申は、その連動性に鑑みて、高等教育に直接関与しなくても、できるだけ収録することにした。
3. 特記すべき法令及び各種答申等については、その内容上、特記事項のみを取り上げて、その要点を簡潔に記し、()内に法令等の名称を記載した。その他の法令及び答申等については、その名称を挙げるに留めた。
4. 本学は1950(昭和25)年4月1日に設立された北海短期大学経済科を母体として、北海道で初めての4年制私立大学として発足した(1952(昭和27)年4月1日)。経済学部だけの大学ではあるが、本学は、北海道では、独立した経済学部を設置する初めての大学であった。参考までに、簡単な草創期の北海道大学経済学部の沿革を以下に記す。

1947(昭和22)年4月21日 北海道帝国大学法文学部設置(「極秘 学校整備方針案」(文部省学校教育局、1947(昭和22)年8月～10月)にもとづく帝国大学の総合大学化の一環)

- 9 月 30 日 北海道帝国大学を北海道大学に改称
1950(昭和 25)年 4 月 1 日 北海道大学法文学部を文学部と法経学部に分離
1953(昭和 28)年 8 月 1 日 北海道大学法経学部を法学部と経済学部に分離